

日バス協技第 2 6 1 号

令和 8 年 8 月 3 1 日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を
定める告示の一部を改正する告示について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省物流・自動車局国交省車両基準・国際課から別添のとおり周知
依頼がありましたので、傘下会員事業者に周知をお願いいたします。

主な改正内容

本年 9 月 1 日から 10 月 31 日までの期間に製作される自動車及び同期間に発行された出
荷検査証に係る自動車について、改正保安基準（※）の適用を免除するよう適用整理告示
の一部を改正する。

担当：技術部（三宅・小嶋・池田）

電話：03－3216－4015